

諮問日：平成31年3月22日（平成30年度（最情）諮問第94号）

答申日：令和元年9月20日（令和元年度（最情）答申第43号）

件名：最高裁判所が日本弁護士連合会等に送付した文書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁が、日弁連、弁護士会連合会又は単位弁護士会に対し、71期二回試験の結果を伝えるために送付した文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 判事補に任官した者のフリガナ、生年月日及び性別は個人識別情報に該当しない。
- 2 検事に任官した者のフリガナ及び性別は個人識別情報に該当しない。
- 3 司法研修所長通知の宛名は個人識別情報に該当しない。
- 4 平成29年度（第71期）司法修習生考試不合格者の名簿のうち、修習地及び不可科目は個人識別情報に該当しない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 別紙記載1の文書のうち、考試合格者名簿に記載された氏名、フリガナ、生

年月日、旧姓等及び性別は一体として個人識別情報に相当する。

氏名については、考試合格者は司法修習終了者と基本的に同一であり、後者の氏名は官報公告されているため公にされている情報に該当することから開示した。もっとも、その他の個人識別情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書イからハまでに相当する事情も見当たらないことから、不開示とした。

なお、苦情申出人は、判事補又は検事に任官した者の性別等は個人識別情報に該当しない旨を主張するが、同名簿は考試合格者に関する情報を記載したものにすぎず、考試合格後の判事補又は検事への任官の事実をもって、同名簿における個人識別情報としての取扱いが左右されるものではない。

- 2 別紙記載2の文書のうち、一覧表に記載された不合格者の氏名等は各行が一体として個人識別情報に相当し、いずれも法5条1号ただし書イからハまでに相当する事情も見当たらないことから、不開示とした。さらに、別紙記載2の文書の宛名は、同文書添付の一覧表に記載された不合格者の「修習地」に対応する単位弁護士会名等であり、これらも個人識別情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年3月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和元年7月19日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年8月23日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 別紙記載1の文書を見分した結果によれば、同文書は日本弁護士連合会事務総長宛ての司法修習生考試合格者名簿について回答された文書であって、このうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分1」という。）は、上記名簿中の各合格者のフリガナ、生年月日、旧姓等及び性別であること

が認められる。これらの記載は、上記名簿の各合格者の氏名の記載と一体となって個人識別情報に相当するといえる。

そして、本件不開示部分1について、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認めるべき事情は見当たらない。この点について、苦情申出人は、考試合格者のうち司法修習終了後に判事補又は検事に任官した者の性別等は個人識別情報に相当しない旨を主張するが、上記名簿はあくまで考試合格者に関するものであって、考試合格者のその後の進路によって上記名簿に記載された情報の公表慣行が左右されるとまではいえないから、苦情申出人の上記主張は採用できない。

そのほか、本件不開示部分1について、同号ただし書ロ及びハの対象となる記載は認められない。

なお、原判断において特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、取扱要綱記第3に定める部分開示の余地もない。

したがって、本件不開示部分1は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 別紙記載2の文書を見分した結果によれば、同文書は単位弁護士会等宛ての司法修習生考試の不合格者等の通知文書であって、このうち原判断において不開示とされた部分（以下、「本件不開示部分2」といい、本件不開示部分1と併せて「本件不開示部分」という。）は、同文書の宛名及び同文書に添付された一覧表中の不合格者の氏名、修習地、不可科目等であることが認められる。また、同宛名は、一覧表中の不合格者の修習地に対応する単位弁護士会名等であることが認められる。

本件不開示部分2のうち宛名は、これを明らかにすると不合格者の修習地が推知されることからすれば、結局、本件不開示部分2は一体として個人識別情報に相当すると認められる。そして、本件不開示部分2については、いずれも法5条1号ただし書の対象となる記載は認められず、取扱要綱記第3に定める

部分開示を相当とする事情も見当たらない。

したがって、本件不開示部分2は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人

別紙

- 1 平成30年12月11日付け最高裁判所事務総局人事局長回答「平成29年度（第71期）司法修習生考試合格者名簿について」
- 2 平成30年12月12日付け司法研修所長通知「第71期司法修習生考試の不合格者及び不合格者の罷免について」（9通）